

# 令和5年度(2023年度) 介護サービス事業者等(訪問・訪問入浴) に対する集団指導

## 【対象サービス】

- 指定訪問介護・第1号訪問事業
- 指定(介護予防)訪問入浴介護
- 指定介護機関 ※

※指定訪問介護・第1号訪問事業、指定(介護予防)訪問入浴介護について、生活保護法による介護扶助のための介護を担当する機関として指定(みなし指定を含む。)を受けたもの



# 令和4年度(2022年度)集団指導のアンケート結果から

## 【事業所からの要望】

□ 条例等の改正内容について解説してほしい。

⇒ 令和6年度(2024年度)から義務化される事項を第2章で解説します。

1. 業務継続計画(BCP)の策定

2. 感染症の防止及びまん延の防止のための措置

3. 虐待の防止

4. 認知症に係る基礎的な研修((介護予防)訪問入浴介護のみ)



# 目次

▶ 第1章.

実地検査と監査について

▶ 第2章.

介護サービス事業に関する検査結果等  
について

▶ 第3章.

指定介護機関に関する検査結果等  
について

3つの章に分けて  
説明します。



# 第1章. 実地検査と監査について

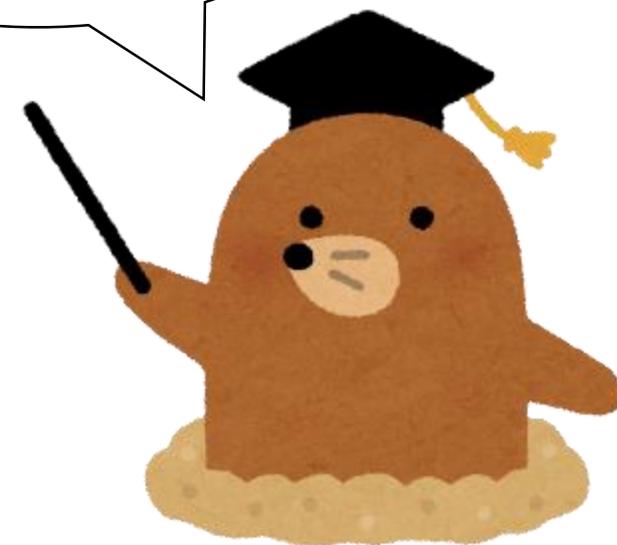
よろしくお願いいたします。



## 【内容】

- 1-1 基本方針
- 1-2 実地検査・監査の流れ
- 1-3 実地検査の重点項目
- 1-4 監査の重点項目
- 1-5 八王子市における行政処分事例
- 1-6 業務管理体制整備に関すること

次の順で説明して  
いきます。



## 1-1. 基本方針①

### 【実地検査】

各法令等に基づき、以下の3点に主眼を置いて、定期的  
に実施します。

- ① 指定基準等が遵守されているか
- ② サービスの質が確保されているか
- ③ 保険給付の請求等が適正になされているか

年度ごとに、  
検査の対象を  
八王子市が  
選定します。

指摘があった場合は、速やかに改善をお願いします。



## 1-1. 基本方針②

### 【監査】

◆以下の状況が疑われる場合に実施します。

- ①重大な法令・指定基準等の違反 ②不適切な運営及びサービスの提供  
③介護報酬の不正請求 ④不正の手段による指定等 ⑤高齢者虐待等

◆目的

- ①介護保険制度及び老人福祉制度への信頼維持  
②利用者保護

日ごろから  
適正な運営  
をお願いします。



## 1-1. 基本方針③

### 【関係法令等】

- ▶ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）
- ▶ 介護保険法（平成9年法律第123号）
- ▶ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法
- ▶ 生活保護法（昭和25年法律第144号）
- ▶ 本市条例及びその他の法令等の規定

※詳しくは本集団指導公開ページにある、別紙「令和5年度（2023年度）八王子市老人福祉施設等及び介護サービス事業者等実地検査等実施方針」を参照ください。

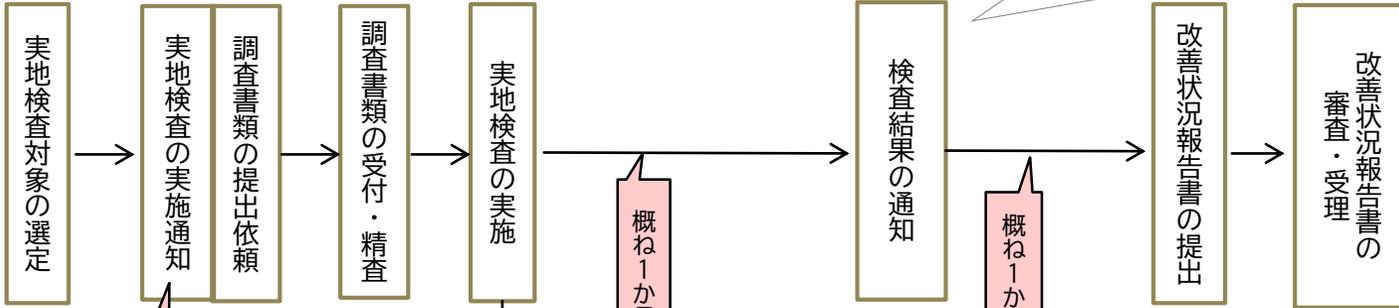
### 【場所】

市ホームページ>くらしの情報>高齢・介護・障害・生活福祉>社会福祉法人の認可等・社会福祉施設等の指導監査>介護サービス事業者等の指導監査>集団指導（訪問・訪問入浴）

# 1-2. 実地検査・監査の流れ

## 実地検査

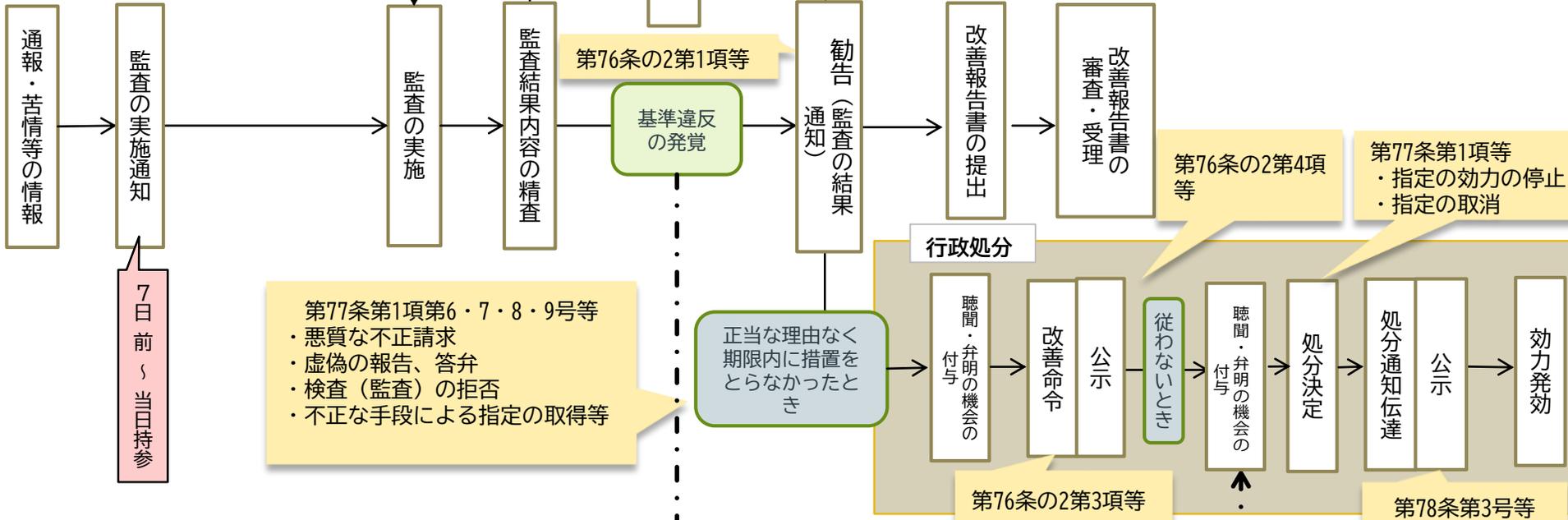
介護保険法第23条



やり取りはメールを原則とさせていただきます。

## 監査

介護保険法第76条等

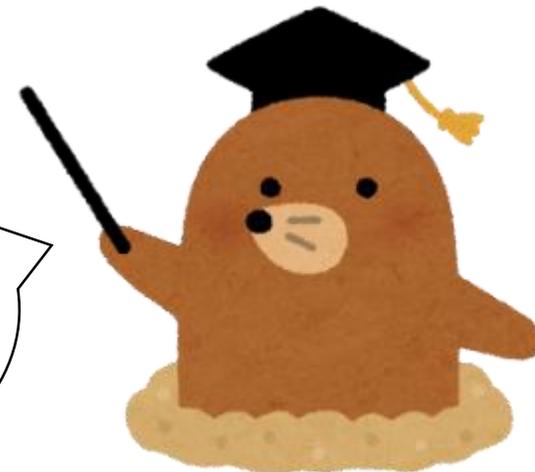


## 1-3. 実地検査の重点項目①

### (1) 人員に関する基準

- ア 人員、設備及び運営に関する基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。
- イ 架空職員をねつ造しているおそれはないか。
- ウ 有資格者により実施すべきサービスが無資格者により実施されていないか。

これらを  
重点的に  
確認します。



## 1-3. 実地検査の重点項目②

### (2) 設備及び運営に関する基準

- ア 事業の運営を行うために必要な設備等を備え、適切に使用及び管理しているか。
- イ 居宅サービス計画、個別サービス計画の作成、見直し及び記録等が条例等に則して処理されているか。
- ウ 利用申込者又はその家族に対し、サービス内容についての説明と同意は適切に行われているか。
- エ 高齢者虐待防止法に基づく身体拘束の廃止や、人権侵害の防止に向けた取組が行われているか。



## 1-3. 実地検査の重点項目②

### (2) 設備及び運営に関する基準

- オ 苦情、事故、感染症及び食中毒があった場合に適切な対応が行われているか。
- カ 非常災害時の対応について、消火、避難及び通報体制の確保等の対策をとっているか。
- キ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な業務を継続できる体制を構築しているか。
- ク 日常生活に要する費用等の取扱いが適切に行われているか。

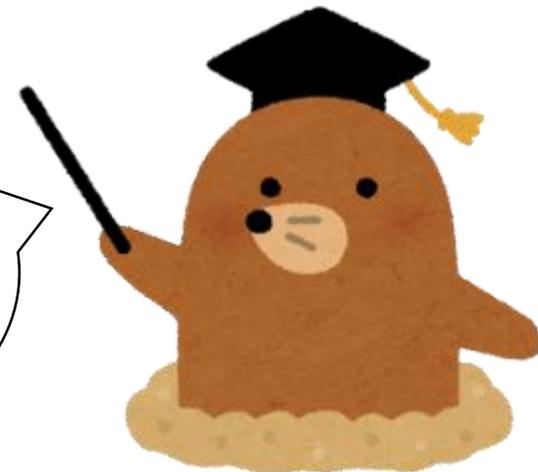


## 1-3. 実地検査の重点項目③

### (3) 介護報酬の算定及び取扱い

介護報酬算定に関する告示、通知等を適切に理解した上で、加算、減算等の基準に沿った介護報酬の請求が行われているか。

これを  
重点的に  
確認します。



## 《参考》

## ○具体的な検査項目について

実地検査で確認する検査項目(指導事項票)を以下の場所に公開しております。

表題	リンク
指導監査とは	<a href="https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/753963/8522844/p021594.html">https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/753963/8522844/p021594.html</a>

自主点検等にご活用ください。



## 1-4. 監査の重点項目

- (1) 不正な手段により指定を受けていないか。
- (2) 無資格者によるサービス提供が行われていないか。
- (3) 人員基準違反等の状況の下サービス提供が行われていないか。
- (4) 架空、水増し等により不正な介護報酬請求が行われていないか。
- (5) 書類の提出や質問に対して虚偽の報告又は答弁を行っていないか。
- (6) 利用者からの利用料の受領は適切に行われているか。



# 1-5. 八王子市における行政処分事例①

## 1 平成28年（2016年）6月9日付け 指定取消

(1) 対象事業所、 処分理由	【（介護予防）訪問看護】 …虚偽報告、不正な手段による指定
(2) 返還額	1,207,339円（八王子市分のみ、加算額含む）

虚偽報告は  
処分が重く  
なりますので  
ご注意ください。

## 2 平成28年（2016年）11月13日付け 指定取消

(1) 対象事業所、 処分理由	【（介護予防）訪問介護、第一号訪問事業】 …人員基準違反、不正請求、虚偽報告、不正な手段による指定、 不正不当行為、法令違反
(2) 返還額	45,769,645円（八王子市分のみ、加算額含む）



## 1-5. 八王子市における行政処分事例②

## 3 平成30年（2018年）3月15日付け 全事業所指定取消

(1) 対象事業所、 処分理由	<p>ア 【（介護予防）訪問介護、第一号訪問事業】 …不正な手段による指定、不正請求、虚偽報告、虚偽答弁、 法令違反</p> <p>イ 【地域密着型通所介護、介護予防通所介護、第一号通所事業】 …不正請求、虚偽報告、虚偽答弁、法令違反</p> <p>ウ 【居宅介護支援】 …不正不当行為、不正請求、虚偽答弁</p>
(2) 返還額	25,075,870円（八王子市分のみ、加算額含む）

併設している  
同一法人の  
事業所全てが  
監査対象に  
なることも  
あります。

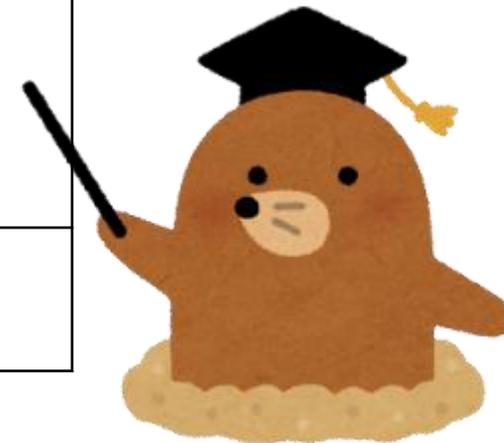


# 1-5. 八王子市における行政処分事例③

4 令和2年（2020年）1月14日付け **全事業所指定取消**

<p>(1) 対象事業所、 処分理由</p>	<p>ア 【訪問介護、第一号訪問事業】 …不正請求、虚偽報告、法令違反</p> <p>イ 【（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売】 …不正な手段による指定</p> <p>ウ 【居宅介護支援】 …職務遂行義務違反、不正請求、虚偽報告</p>
<p>(2) 返還額</p>	<p>21,124,200円（八王子市分のみ、加算額含む）</p>

不正に請求  
していた介護  
報酬の額に  
40%を乗じた額  
を加えて返還を  
求めることが  
あります。



# 1-6. 業務管理体制整備に関すること①

## ▶ 業務管理体制整備の内容

	事業所数 ※1		
	20未満	20以上 100未満	100以上
法令遵守責任者の選任	○	○	○
法令遵守マニュアルの整備	×	○	○
法令遵守に係る監査 ※2	×	×	○

※1 事業所数は指定を受けたサービス種別ごとに1事業所と数えます。  
(健康保険法の指定によるみなし事業所を除く。)

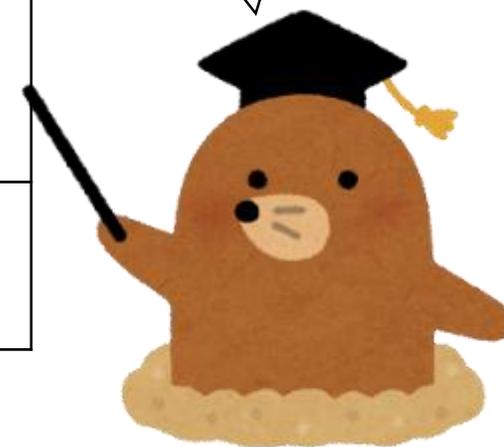
※2 事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査の  
どちらかによる。

# 1-6. 業務管理体制整備に関すること②

## ➤ 業務管理体制の整備に関する届出先

区分	届出先
指定事業所又は施設が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働省老健局
指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在し、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在の都道府県
全ての指定事業所又は施設が東京都内のみ	東京都
<b>全ての指定事業所又は施設が八王子市内のみ</b> に所在する事業者	八王子市

以上で  
第1章を終了  
します。



## 第2章.

# 介護サービス事業に関する検査結果等について

### ※第1号訪問事業（予防訪問介護相当サービス・訪問型サービスA）について

- 以降の内容は、直接的に第1号訪問事業について解説するものではありませんが、運営の参考となりますので、ご活用をお願いします。
- 基準の内容の詳細は、市ホームページ掲載の「八王子市指定介護予防日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱」及び実施要領を参照してください。

#### 【場所】

[市ホームページ](#)> [事業者の方へ](#) > [介護事業所・高齢者施設の開設・届出等](#) > [介護サービス・高齢者施設事業者の方へ](#) > [関係条例等](#) > [関係条例等](#)

## 【内容】

➤2-1 凡例

(第2章で使用する根拠法令等及びサービス名の略称表記について)

➤2-2 検査結果等について

- ✓ ① 令和4年度(2022年度)の検査結果の概要  
(対象数、実地検査数、指摘事業所数(割合))
- ✓ ② 令和4年度(2022年度)の指摘事例について

➤2-3 令和6年度(2024年度)から義務化される事項について

## 2-1. 凡例1 (法令等略称①)

## 「居宅条例」

八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（令和3年八王子市条例第79号）

## 「居宅予防条例」

八王子市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（令和3年八王子市条例第82号）

## 「居宅施行要領」

八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び八王子市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領（平成27年6月30日施行 令和4年4月1日一部改正）

## 2-1. 凡例1 (法令等略称②)

## 「厚告第19号」

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）

## 「厚劳告第94号」

厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年3月23日厚生労働省告示第94号）

## 「老企第36号」

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）

## 2-1. 凡例2（サービス名略称等）

【訪問】：訪問介護

【入浴】：（介護予防）訪問入浴介護

✓ 事例ごとに指摘等の根拠となる法令等の条項を載せていますので、参考にしてください。

## 2-2-① 令和4年度(2022年度)の検査結果の概要 (対象数、実地検査数、指摘事業所数(割合))

### 令和4年度

		訪問介護	訪問入浴介護	介護予防 訪問入浴介護	指定介護機関 上段:訪問介護 下段:(予)訪問入浴
対象数		128	8	8	128 16
実地検査数		29	1	1	20 2
指摘事業所数 (割合)	文書指摘 (割合)	25 <u>(86.2%)</u>	0	0	0 0
	口頭指導 (割合)	29 <u>(100%)</u>	1 <u>(100%)</u>	1 <u>(100%)</u>	0 0

## 2-2-② 令和4年度(2022年度)の指摘事例について

### 【解説の順番】

- 【訪問】 及び 【入浴】 に共通する事例
- 【訪問】 のみの事例



## ②ーア 秘密保持について 【訪問】 【入浴】

### 【確認事項】

- 従業者（従業者であった者を含む。）が、利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。
- 個人情報を用いる場合の同意を、あらかじめ文書により得ているか。（家族がいる場合は家族代表の同意も。）

### 【指摘内容】

- ✓ 従業者の秘密保持について、誓約書等の必要な措置を講じていない。
- ✓ 利用者及び利用者家族の個人情報を用いる場合の同意を文書により得ていない。

### 【利用者】

住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

### 【代理人又は代筆者】

住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

### 【家族代表】

住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

### 根拠法令等

【訪問】 居宅条例第35条、  
居宅施行要領第三の一の3の(26)

【入浴】 介護：居宅条例第64条(第35条準用)、居宅施行要領第三の二の3の(11)(第三の一の3の(26)参照)  
予防：居宅予防条例第30条、居宅施行要領第四の一(第三の一の3の(26)参照)

## ②ーイ サービス提供の記録について

### 【訪問】 【入浴】

#### 【確認事項】

- サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録しているか。

#### 【指摘内容】

- ✓ 提供したサービスの具体的内容を記録していない。
- ✓ 提供したサービスの記録が不正確
- ✓ 利用者の心身の状況その他必要な事項を記録していない。

#### 根拠法令等

【訪問】 居宅条例第19条第2項、  
居宅施行要領第三の一の3の(10)の②

【入浴】 介護：居宅条例第64条(第19条準用)、居宅施行要領第三の二の3の(11)(第三の一の3の(10)参照)  
予防：居宅予防条例第19条第2項、居宅施行要領第四の一(第三の一の3の(10)参照)

## ②ーウ 内容及び手続の説明及び同意（重要事項説明） について【訪問】【入浴】

### 【確認事項】

- 重要事項説明書の内容は適切か。
- 運営規程との相違はないか。

### 【指摘内容】

- ✓重要事項説明書の内容に不備がある。
  - 第三者評価の実施状況がない
  - 事故発生時の対応（記録、賠償がない）
  - 苦情処理の体制及び手順がない
  - 利用料金に2割、3割負担の記載がない  
など
- ✓（重説の内容が）運営規程と異なる。
  - 営業日、営業時間、定休日
  - 実施地域を越える場合の交通費  
など

### 根拠法令等

【訪問】 居宅条例第8条第1項、居宅施行要領第三の一の3の(2)

【入浴】 介護：居宅条例第64条(第8条準用)、居宅施行要領第三の二の3の(11)(第三の一の3の(2)参照)  
 予防：居宅予防条例第8条第1項、居宅施行要領第四の一(第三の一の3の(2)参照)

## ②-Ⅰ 運営規程について 【訪問】 【入浴】

### 【確認事項】

- 必要な項目は規定されているか。
- 規定の内容は適切か。

### 【指摘内容】

- ✓運営規程の内容に不備がある。
  - 別紙「利用料金表」がない
  - 利用料金に、キャンセル料及び2割、3割負担の記載がない

### 根拠法令等

【訪問】 居宅条例第29条、

居宅施行要領第三の一の3の(20)

【入浴】 介護：居宅条例第61条、居宅施行要領第三の二の3の(5)

予防：居宅予防条例第25条、居宅施行要領第四の一(第三の二の3の(5)参照)

## ②-オ 勤務体制の確保等について

### 【訪問】 【入浴】

#### 【確認事項】

- 月ごとの勤務表を作成しているか。
  - ▶ 訪問介護員等（訪問入浴介護従業者）については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等が明確になっているか。
- 雇用契約等を締結しているか。
- 資質向上のための研修等の機会を確保しているか。

#### 【指摘内容】

- ✓月ごとの勤務表に、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨の記載がない。
- ✓管理者、サービス提供責任者の勤務表上の表示・出勤記録がない。
- ✓研修の機会を確保していない。

#### 根拠法令等

【訪問】 居宅条例第31条、

居宅施行要領第三の一の3の(22)

【入浴】 介護：居宅条例第62条、居宅施行要領第三の二の3の(6)

予防：居宅予防条例第26条、居宅施行要領第四の一(第三の二の3の(6)参照)

## ②-カ 事故発生時の対応について 【訪問】 【入浴】

### 【確認事項】

- 事故が発生した場合の対応方法を定めているか。
- 事故が発生した場合は、区市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行っているか。
- 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。
- 賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償しているか。
- 再発防止のための取組を行っているか。

### 【指摘内容】

- ✓ 市に対して事故報告をしていない。

事故報告の詳細については、  
「事故発生時の報告について」を視聴してください。

### 根拠法令等

【訪問】 居宅条例第41条、  
居宅施行要領第三の一の3の(31)

【入浴】 介護：居宅条例第64条(第41条準用)、居宅施行要領第三の二の3の(11)(第三の一の3の(31)参照)  
予防：居宅予防条例第35条、居宅施行要領第四の一(第三の一の3の(31)参照)

## ②ーキ 訪問介護計画の作成について【訪問】

### 【確認事項】

- サービス提供責任者が作成しているか。
- 計画の作成に当たって、アセスメントを行っているか。
- 計画の作成に当たって、援助の方向性や目標を明確にし、担当する訪問介護員等の氏名、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしているか。
- 居宅サービス計画の内容に沿っているか。
- 内容について説明し、利用者の同意を得て、交付しているか。
- 実施状況や評価についても説明しているか。
- 必要に応じて変更を行っているか。

### 【指摘内容】

- ✓ 具体的なサービスの内容（担当する訪問介護員等の氏名、所要時間、日程など）が記載されていない。
- ✓ 実際に提供しているサービス内容と訪問介護計画に位置付けているサービス内容が異なる。
- ✓ 居宅サービス計画の内容に沿っていない。
- ✓ 訪問介護計画の実施状況の把握を行っていない、又はその実施状況や評価について説明していない。

根拠法令等

【訪問】 居宅条例第24条、居宅施行要領第三の一の3の(14)

# 介護給付費の算定について 【訪問】

～実地検査にて、誤った理解等により報酬基準の算定要件を満たしていないことを確認した場合には、過誤調整を求めることとなります。

## ②ーク 初回加算の算定及び取扱いについて

### 【訪問】

#### 【確認事項】

- サービス提供責任者が初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月に訪問介護をしているか。
- または、他の訪問介護員等が初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月に訪問介護を行った際に、サービス提供責任者が同行しているか。
- 新規に訪問介護計画を作成した利用者であるか。

#### 【指摘内容】

- ✓ 新規に訪問介護計画を作成していないにもかかわらず、初回加算を算定していた。
- ✓ 初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月にサービス提供責任者が訪問介護又は同行をしていないにもかかわらず、初回加算を算定していた。
- ✓ サービス提供責任者が、訪問介護に同行した旨の記録がない。

#### 注意！

サービス提供責任者による訪問介護又は同行は、新規に訪問介護計画を作成（利用者からの同意を得ることを含む。）した後に行ってください。（初回の訪問介護を行った月内で）

根拠法令等

【訪問】 厚告第19号別表1の二、老企第36号第二の2の(19)

## ② ケ 緊急時訪問介護加算の算定及び取扱い について【訪問】

### 【確認事項】

- ケアマネージャーと連携し緊急時訪問介護の必要性を判断しているか。
- 要請の時間、要請の内容、緊急時訪問介護の提供時刻及び加算の算定対象である旨等を記録しているか。

### 【指摘内容】

- ✓ 緊急時訪問介護の提供を行った際に、要請のあった時間、要請の内容、当該緊急時訪問介護の提供時刻及び緊急時訪問介護加算の算定対象である旨等を記録していない。

根拠法令等

【訪問】 厚告第19号別表1のイの注14、老企第36号第二の2の(18)

## 2-3. 令和6年度(2024年度)から義務化される 事項について

- 昨年度のアンケートにて、条例等の改正内容について解説してほしいとの要望がありました。
- そこで、改正点のうち来年度（令和6年度）から義務化される事項に絞って解説します。



# ア 業務継続計画（BCP）の策定【訪問】 【入浴】

## ➤ 業務継続計画(Business Continuity Plan)とは…

自然災害、感染症等の不測の事態が発生した場合に備えるために、身体、生命の安全確保に加え、重要な事業を中断させない、また、中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針・体制・手順を示した計画のこと。

## 【令和6年4月1日から義務化となる事項】

1. 業務継続計画(BCP)の策定
2. 定期的な研修及び訓練の実施
3. 定期的なBCPの見直し



なぜ、BCPの策定が必要なの？

⇒介護サービスは、要介護者、家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、昨今大規模な災害が発生する中、介護施設・事業所において、災害発生時に適切な対応を行い、その後も利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築することが重要だからです。

# ア 業務継続計画（BCP）の策定【訪問】【入浴】

## 1. 業務継続計画(BCP)の策定

一体的に策定することも可能

	主なポイント
記載する項目	<p data-bbox="407 414 891 499"><b>【感染症に係るBCP】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="407 499 2476 628">① 平時からの備え (体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)</li> <li data-bbox="407 628 2476 699">② 初動対応</li> <li data-bbox="407 699 2476 828">③ 感染拡大防止体制の確立 (保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)</li> </ul> <p data-bbox="407 871 891 956"><b>【災害に係るBCP】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="407 956 2476 1128">① 平常時の対応 (建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)</li> <li data-bbox="407 1128 2476 1285">② 緊急時の対応 (業務継続計画(BCP)発動基準、対応体制等)</li> <li data-bbox="407 1285 2476 1403">③ 他施設及び地域との連携</li> </ul>

# ア 業務継続計画（BCP）の策定【訪問】【入浴】

## 2. 定期的な研修及び訓練の実施

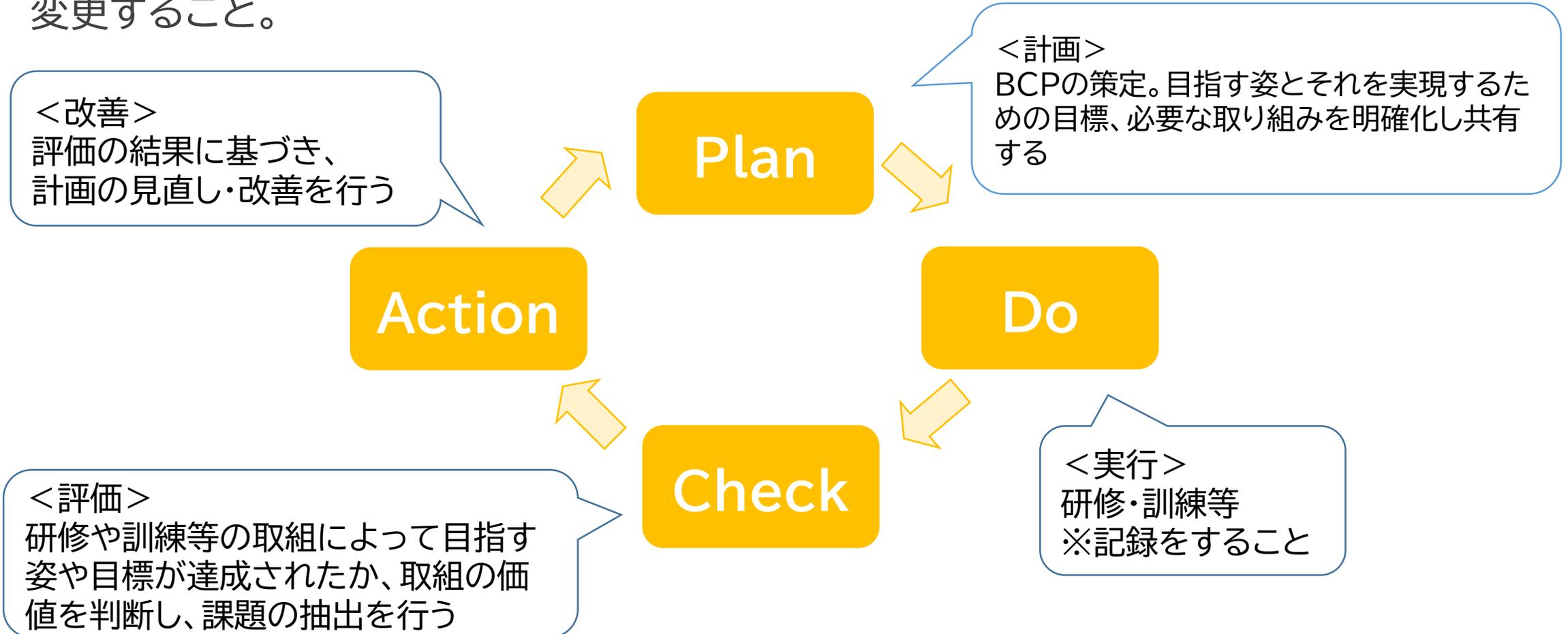
	主なポイント
研修	<ul style="list-style-type: none"><li>① 感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うこと。</li><li>② 定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、<u>新規採用時には別に実施することが望ましい。研修の実施内容は記録すること。</u></li><li>③ 感染症のBCPに係る研修は、感染症の予防及びまん延の防止に係る研修と一体的に実施することは差し支えないこと。</li></ul>

	主なポイント
訓練	<ul style="list-style-type: none"><li>① 事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を<u>定期的（年1回以上）実施すること。訓練の実施内容についても記録すること。</u></li><li>② 感染症のBCPに係る訓練は、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することは差し支えないこと。</li><li>③ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせること。</li></ul>

# ア 業務継続計画（BCP）の策定【訪問】 【入浴】

## 3. 定期的なBCPの見直し

研修や訓練での課題等も踏まえて、定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて変更すること。



# ア 業務継続計画（BCP）の策定【訪問】【入浴】

## <参考資料・リンク集>

作成	表題	リンク
八王子市	BCP(業務継続計画について)	<a href="https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/011/003/002/p031351.html">https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/011/003/002/p031351.html</a>
厚生労働省	介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kou_reisha/douga_00002.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kou_reisha/douga_00002.html</a>

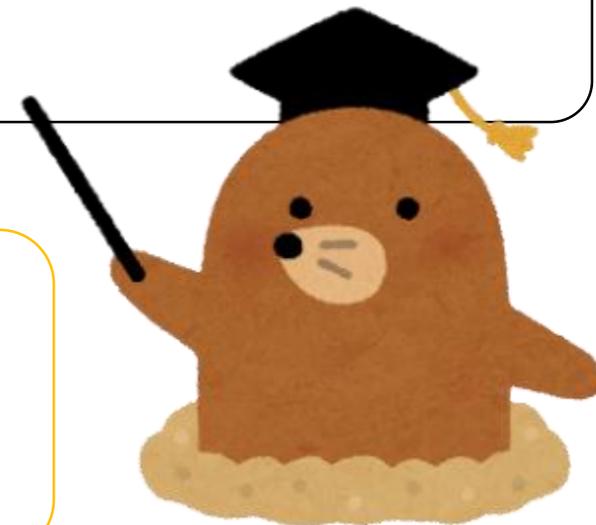
厚生労働省のホームページには、各サービスにおける業務継続計画の例示入りひな形や、業務継続ガイドライン、研修動画が公開されています。計画策定の際の参考にしてください。

## 根拠法令等

【訪問】 居宅条例第32条、居宅施行要領第三の一の3の(23)

【入浴】 介護：居宅条例第64条（第32条準用）、居宅施行要領第三の二の3の(7)

予防：居宅予防条例第27条、居宅施行要領第四の一  
（第三の二の3の(7)参照）



# イ 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

## 【訪問】 【入浴】

### ➤ 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

～事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下に掲げる措置を講じることが義務付けられました。

### 【令和6年4月1日から義務化となる事項】

1. 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(以下「感染対策委員会」)の開催
2. 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
3. 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施



なぜ、これらの措置が必要なのか？

⇒高齢者や特定疾病のある方が過ごす介護施設や事業所で感染症がいったん発生すると、集団発生(クラスター)となる可能性があります。

また、職員が感染症を媒介するリスクがあることについても理解する必要があります。このため、日頃から感染防止を実践する組織的な体制を整備し、適切に対応することが重要だからです。

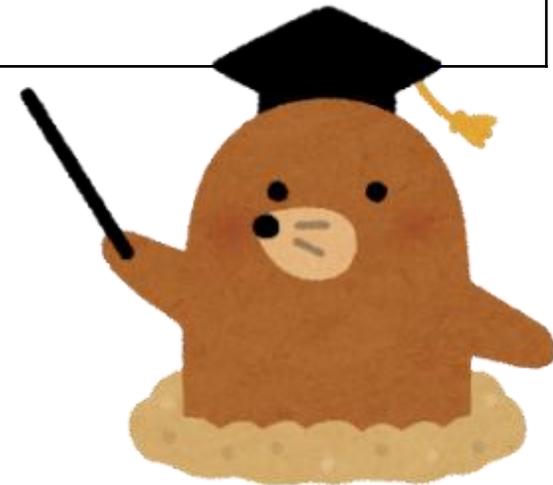
# イ 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

## 【訪問】 【入浴】

### 1. 感染対策委員会の開催

	主なポイント
感染対策委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>① 感染症対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましい。 (「感染症対策の知識を有する者」については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。)</li><li>② 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておかなければならない。</li><li>③ 感染対策委員会は<u>定期的（おおむね6月に1回以上）</u>に開催し、その結果を従業者に<u>周知</u>すること。 (感染症が流行する時期等を勘案し必要に応じ随時開催すること。)</li></ul>

- 感染対策委員会はテレビ電話等を利用して行うことも可能です。その際は本項目の最後に案内するリンク集掲載のガイドライン等を遵守してください。



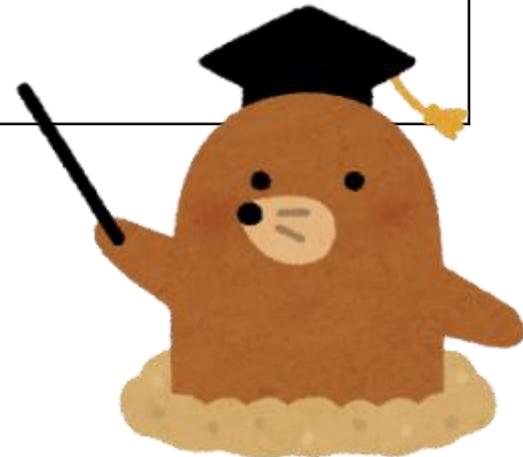
# イ 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

## 【訪問】 【入浴】

### 2. 指針の整備

	主なポイント
記載する項目	<p>① 平常時の対策及び発生時の対応を規定すること。</p> <p>【平常時】：事業所内の衛生管理(環境の整備等)、ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等。</p> <p>【発生時】：発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所・市町村等関係機関との連携、行政への報告等。</p> <p>② 発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくこと。</p>

指針の各項目の記載内容の例については、本項目の最後に案内するリンク集掲載の手引きを参照してください。



# イ 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

## 【訪問】 【入浴】

### 3. 研修及び訓練の実施

	主なポイント
研修	<p>① 感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うこと。</p> <p>② <u>定期的（年1回以上）</u>な教育を開催するとともに、<u>新規採用時には別に実施することが望ましい</u>。研修の実施内容を<u>記録</u>すること。</p> <p>（研修の実施は、          ※厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えない。）</p>
訓練	<p>① 発生時の対応について、<u>訓練を定期的（年1回以上）</u>に実施すること。          （訓練においては、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、役割分担の確認や感染対策をした上でのケアの研修等を実施すること。）</p> <p>② 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせること。訓練の実施内容は<u>記録</u>すること。</p>

# イ 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

## 【訪問】 【入浴】

### <参考資料・リンク集>

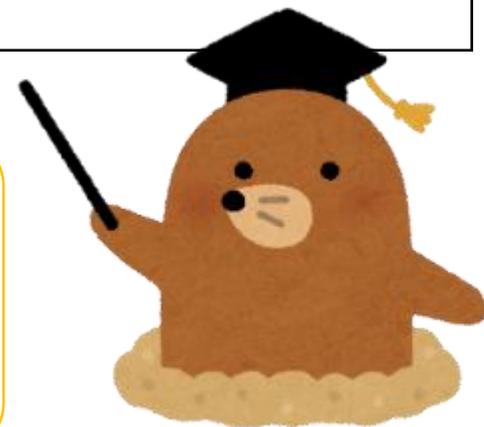
作成	表題	リンク
個人情報保護委員会 厚生労働省	医療・介護関係事業者における個人情報 の適切な取扱いのためのガイド ンス	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html</a> (上記リンクの医療分野欄にあります。)
厚生労働省	医療情報システムの安全管理に関する ガイドライン	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00006.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00006.html</a> (第6.0版)
厚生労働省	介護現場における感染症対策の手引 き	<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf</a>
厚生労働省	介護保険サービス従業者のための感 染対策に関する研修について	<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000710965.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000710965.pdf</a> (研修のお知らせ(その3))

### 根拠法令等

【訪問】 居宅条例第33条第3項、居宅施行要領第三の一の3の(24)の②

【入浴】 介護：居宅条例第64条(第33条第3項準用)、居宅施行要領第三の二の3の(8)の②

予防：居宅予防条例第23条第3項、居宅施行要領第四の一  
(第三の二の3の(8)の②参照)



## ウ 虐待の防止【訪問】【入浴】

### ➤ 虐待の発生又は再発の防止

～事業者は、高齢者の尊厳の保持、高齢者の人格の尊重のために、以下の虐待防止に係る措置を講じることが義務付けられました。

### 【令和6年4月1日から義務化となる事項】

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会(以下「虐待防止検討委員会」)を定期的に開催し、その結果を周知すること
2. 虐待防止のための指針を整備すること
3. 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと
4. 運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めること

「虐待防止のための研修」(年1回以上&新規採用時)について、八王子市は令和3年度から既に義務化されています。

# ウ 虐待の防止【訪問】【入浴】

## 1. 虐待防止検討委員会

	主なポイント
虐待防止検討委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>① 管理職を含む幅広い職種で構成し、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する。</li><li>② 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にし、定期的に行うこと。 (事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。)</li></ul>

- 当該委員会は、他の会議体と一体的に設置・運営することや、他のサービス事業者との連携により行うことも可能です。
- 当該委員会はテレビ電話等を利用して行うことも可能です。その際は、感染対策委員会と同様にガイドライン等(最後のページにリンクを掲載します。)を遵守してください。

# ウ 虐待の防止【訪問】【入浴】

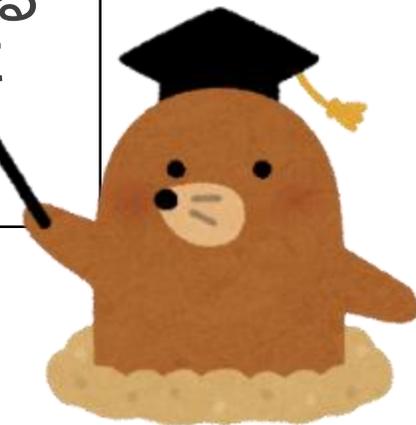
## 1. 虐待防止検討委員会

	主なポイント
委員会で検討すべき内容	<ul style="list-style-type: none"><li>① 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること。</li><li>② 虐待の防止のための指針の整備に関すること。</li><li>③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。</li><li>④ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること。</li><li>⑤ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。</li><li>⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。</li><li>⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。</li></ul>

# ウ 虐待の防止【訪問】【入浴】

## 1. 虐待防止検討委員会

- 検討して得た結果(事業所における虐待に対する体制、再発防止策)は従業者に周知徹底を図る必要があります。  
一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個々の状況に応じて慎重に対応することが重要です。
- 小規模事業所であっても、虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にし、規模の大小に関わらず、委員会・研修を定期的に実施してください。



# ウ 虐待の防止【訪問】【入浴】

## 2. 虐待防止のための指針の整備

	主なポイント
盛り込む項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業所における虐待の防止に関する基本的な考え方</li> <li>② 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</li> <li>③ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針</li> <li>④ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針</li> <li>⑤ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項</li> <li>⑥ 成年後見制度の利用支援に関する事項</li> <li>⑦ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項</li> <li>⑧ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項</li> <li>⑨ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</li> </ul>

## 3. 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと

	主なポイント
虐待防止検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ここまでの措置を適切に実施するための専任の担当者を配置すること。 (虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。)</li> </ul>

# ウ 虐待の防止【訪問】【入浴】

## 4. 運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めること

	主なポイント
運営規程に記載する項目	① 組織内の体制 （責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等） ② 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法 等

### 【記載例】

（虐待防止に関する事項）

第●●条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 前3号における措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 事業者はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

通常、運営規程の変更については、高齢者いきいき課への届出が必要となっておりますが、虐待の防止に関する事項の追加に関しては、**届出は不要**となっております。

# ウ 虐待の防止【訪問】【入浴】

## <参考資料・リンク集>

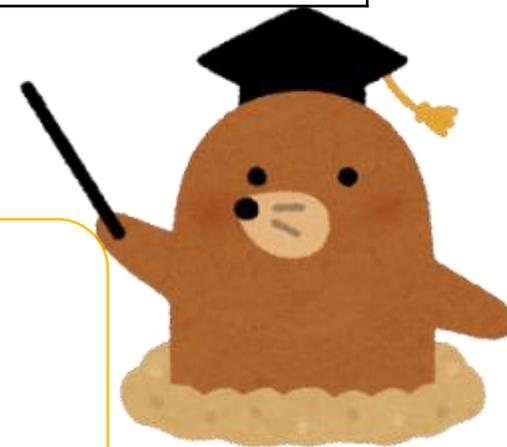
作成	表題	リンク
個人情報保護委員会 厚生労働省	医療・介護関係事業者における 個人情報の適切な取扱いのため のガイダンス	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html</a> (上記リンクの医療分野欄にあります。)
厚生労働省	医療情報システムの安全管理に 関するガイドライン	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00006.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00006.html</a> (第6.0版)
厚生労働省	高齢者虐待防止の基本	<a href="https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/1.pdf">https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/1.pdf</a>

## 根拠法令等

【訪問】 居宅条例第42条、居宅施行要領第三の一の3の(32)

【入浴】 介護：居宅条例第64条(第42条準用)、居宅施行要領第三の二の3の(9)  
(第三の一の3の(32)参照)

予防：居宅予防条例第36条、居宅施行要領第四の一(第三の一の3の(32)参照)



# Ⅰ 認知症に係る基礎的な研修【入浴】

## ➤ 認知症に係る基礎的な研修

～従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務付けられました。

## 【令和6年4月1日から義務化となる事項】

### 医療・福祉関係の資格を有さない従業者への認知症介護基礎研修の受講

なぜ、研修の受講が必要なのか？

⇒介護に関わる全ての者の認知症対応能力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していくためです。

なお、本研修は2015年に策定された「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」にもとづき、認知症の方の意思が尊重され、自分らしく暮らし続けることが出来る社会の実現を目指し創設されました。

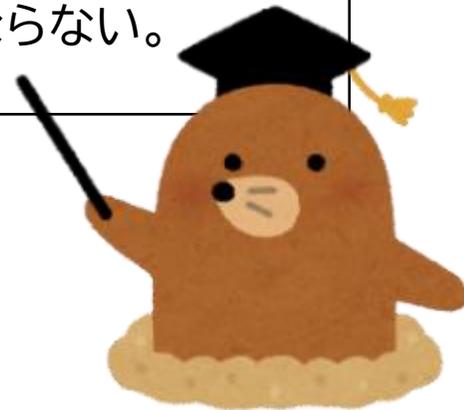


# Ⅰ 認知症に係る基礎的な研修【入浴】

## 1. 認知症介護基礎研修の受講

	主なポイント
受講対象者について	<p>① 受講の対象となる者は、以下の資格を有さない者</p> <p>(准)看護師、介護福祉士、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師、はり師、きゅう師若しくは介護支援専門員又は実務者研修、介護職員初任者研修、生活援助従事者研修、介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修課程、訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修若しくは認知症介護指導者研修修了者等</p> <p>② 新卒採用、中途採用を問わず事業所が新たに採用した従業者(医療・福祉関係資格を有さないものに限る)については、採用後1年を経過するまでに受講しなければならない。</p>

従業員が保有している資格について、いまいちどご確認ください。



# Ⅱ 認知症に係る基礎的な研修【入浴】

## 1. 認知症介護基礎研修の受講

### ① 研修の内容

認知症の方を取り巻く現状、具体的にケアを提供する際の判断基準、基礎知識や留意点

### ② 受講方法

「認知症介護・研究仙台センター」に直接申込み(e-ラーニング形式)

### ③ 受講期限

令和6年(2024年)2月29日(木)

### ④ その他

八王子市内の事業所は受講料の補助あり

### ⑤ 問い合わせ先

八王子市福祉部 高齢者福祉課 TEL:042-620-7420

詳細は次スライド掲載の各市・研修実施団体のHPをご確認ください。



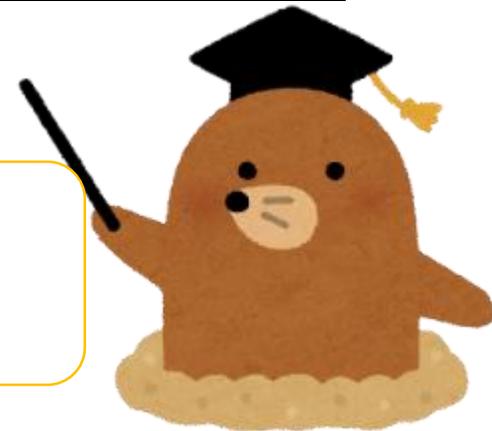
# Ⅰ 認知症に係る基礎的な研修【入浴】

## <参考資料・リンク集>

作成	表題	リンク
厚生労働省	認知症施策推進大綱	<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000522832.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000522832.pdf</a>
厚生労働省 他	認知症施策推進総合戦略 (新オレンジプラン)	<a href="https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/nop1-2_3.pdf">https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/nop1-2_3.pdf</a>
八王子市	認知症介護研修	<a href="https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/ninntisho/jigyousyanokathe/p026464.html">https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/ninntisho/jigyousyanokathe/p026464.html</a>
社会福祉法人東北 福祉会	認知症介護研修とは	<a href="https://kiso-elearning.jp/what-kiso/">https://kiso-elearning.jp/what-kiso/</a>

## 根拠法令等

【入浴】 介護：居宅条例第62条第3項、居宅施行要領第三の二の3の(6)の③  
 予防：居宅予防条例第26条第3項、居宅施行要領第四の一  
 (第三の二の3の(6)の③参照)



## 【最後に】 注意喚起のチラシについて 【訪問】 【入浴】

アからエで解説した令和6年度から義務化される事項について、別途注意喚起のチラシを公開しています。是非、参考にしてください。

### <公開場所>

市ホームページ>くらしの情報>高齢・介護・障害・生活福祉>  
社会福祉法人の認可等・社会福祉施設等の指導監査>  
介護サービス事業者等の指導監査>集団指導（訪問・訪問入浴）



# 第3章. 指定介護機関に関する検査結果等 について

最後に  
指定介護機関  
について  
説明します。

## 【参考】

八王子市では、生活保護法による介護扶助のための介護を担当する機関として指定（みなし指定を含む。）を受けている場合には、介護サービス事業所への実地検査だけでなく、指定介護機関への実地検査も実施します。



## 掲示の義務について【指定介護機関】

↓ 掲示例

- 事業所に「生活保護指定（介）」の標示を掲示すること。

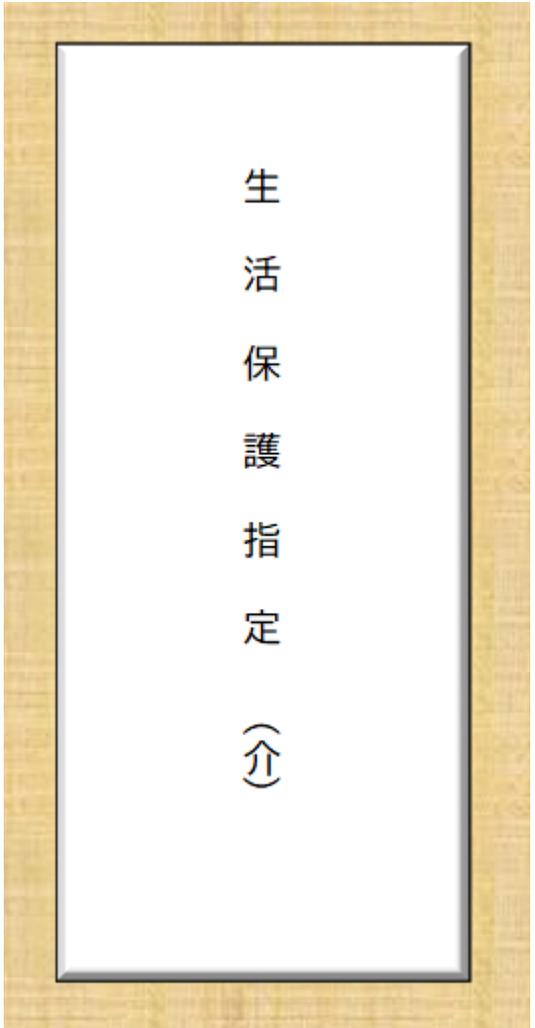
### 【指導事例】

業務を行う場所の見やすい箇所に、生活保護法施行規則様式第三号の標示（縦125ミリメートル、横55ミリメートル程度の規格）を掲示していない。

根拠法令等

### 【指定介護機関】

生活保護法施行規則第13条  
生活保護法施行規則様式第三号(第13条関係)



生  
活  
保  
護  
指  
定  
（  
介  
）

# 令和5年度(2023年度)介護サービス事業者等 (訪問・訪問入浴)に対する集団指導は以上と なります。

最後に、ケア倶楽部で公開しているアンケートへの回答をお願いいたします。

※集団指導開催期間中での回答をもちまして、受講実績とさせていただきます。

ユーザー名: [ログインユーザー名] ログイン: [ログイン]

八王子市 ケア倶楽部

文字サイズ 標準 拡大

ホーム お知らせ **アンケート** Q&A ユーザ設定

ホーム / アンケート

## アンケート

タイトルで絞り込む  
(キーワードを入力)

ステータス絞り込み

すべて  
 未回答のみ

条件クリア 検索

ありがとう  
ございました。

